

令和八年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和8年3月4日

島根県知事 丸 山 達 也

第72号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
第73号議案	県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	3
第74号議案	市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例	5
第75号議案	島根県県税条例等の一部を改正する条例	7

第72号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第73号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる教育職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める教育職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第74号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号及び第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる教職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（教育委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例 (昭和51年島根県条例第10号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表自動車税の項を次のように改める。

自動車税	普通徴収による場合は、自動車の所有者 (法第146条第 2 項に規定する場合には使用者、法第147条第 1 項に規定する場合には買主) の住所又は事務所若しくは事業所の所在地 (当該住所又は事務所若しくは事業所が県外にある場合には、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地)
	証紙徴収又は第49条の 2 の規定による徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第 6 条中「の種別割」を削る。

第45条の 2 から第45条の 4 までを削る。

第46条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第146条第 3 項」を「第146条第 2 項」に、「、種別割」を「、自動車税」に改め、同条第 2 号中「第45条第 1 号」を「前条第 1 号」に改め、同条第 3 号中「第45条第 2 号」を「前条第 2 号」に改め、同条第 5 号中「第45条第 3 号」を「前条第 3 号」に改め、同条第 6 号中「環境保健公社」を「公益財団法人島根県環境保健公社」に改め、「医療法」の次に「 (昭和23年法律第205号) 」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の次に「 (平成10年法律第114号) 」を加える。

第47条（見出しを含む。）及び第48条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第49条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「による種別割」を「による自動車税」に、「種別割額」を「自動車税額」に改める。

第49条の2（見出しを含む。）中「種別割の」を「自動車税の」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の次に「（平成14年法律第151号）」を、「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を、「島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「（平成16年島根県条例第36号）」を加え、「種別割を」を「自動車税を」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第8号中「第146条第3項」を「第146条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第51条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第146条第3項」を「第146条第2項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3号中「身体障害者又は精神障害者が所有する自動車（）」を「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び次号において「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下この号及び次号において「精神障害者」という。）が所有する自動車（）」に改める。

第75条第6号を削る。

附則第18項の見出し並びに同項各号列記以外の部分及び同項第1号中「の種別割」を削り、同号ア中「法第149条第1項第4号に規定する」を削り、「ガソリン自動車（）」の次に「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。」を加え、「第20項において「ガソリン自動車」という」を「第20項第1号において同じ」に改め、「同条第1項第5号に規定する」を削り、「石油ガス自動車（）」の次に「液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる

電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第1項第1号に規定する総務省令で定めるものをいう。イにおいて同じ。)に該当するものを除く。」を加え、「第20項において「石油ガス自動車」という」を「第20項第1号において同じ」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「法第147条第3項」を「道路運送車両法第7条第1項」に改め、同号イ中「法第149条第1項第6号に規定する」を削り、「軽油自動車(」の次に「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。」を加え、「第20項において「軽油自動車」という」を「第20項第2号において同じ」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる営業用の乗用車に対する第47条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

附則第18項の表の中間軽課税率の欄を削る。

附則第19項中「第177条の7第5項」を「第154条第5項」に改め、「の種別割」を削る。

附則第20項中「の種別割」を削り、同項第1号中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項第2号中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第25項を削り、附則第26項を附則第25項とし、附則第27項を附則第26項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の

種別割の徴収の特例に関する条例（昭和33年島根県条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条第1項中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削り、「第177条の11」を「第158条」に改め、同条第2項及び第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第3条中「種別割」を「自動車税」に改める。

第4条中「種別割の納税者」を「自動車税の納税者」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に、「当該種別割」を「当該自動車税」に改める。

第1号様式中「自動車税種別割納税証紙」を「自動車税納税証紙」に改める。

（島根県手数料条例の一部改正）

第3条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

（特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第4条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例（平成15年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例、第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の

特例に関する条例及び第 4 条の規定による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の自動車税について適用し、この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和 7 年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 3 条の規定による改正後の島根県手数料条例別表 2 の項の規定の適用については、当分の間、同項第 1 号中「自動車税」とあるのは、「自動車税（地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）附則第 24 条第 2 項の規定により道路運送車両法第 97 条の 2 第 1 項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、令和 7 年度以前の年度分の自動車税種別割又は令和 8 年度以後の年度分の自動車税）」とする。

（この条例の失効等）

- 4 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和 8 年 3 月 31 日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 5 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。